

テラヘルツシステム応用推進協議会 2016 年度定期総会

日時:平成28年6月21日(火)16:00～

場所:国立研究開発法人 情報通信研究機構

麹町会議室

— 議 事 次 第 (案)—

1. 開会 (挨拶: 安藤会長)
2. 議事
 - (ア) 事業報告、決算報告、監査報告
 - (イ) 役員選出
 - (ウ) 事業計画、予算
 - (エ) その他(部会設立について、等)
3. 閉会 (挨拶: 副会長)

【配付資料】

資料1	2015 年度 テラヘルツシステム応用推進協議会事業報告
資料2	2015 年度 テラヘルツシステム応用推進協議会決算報告
資料3	2015 年度 テラヘルツシステム応用推進協議会監査報告
資料4	2016 年度 テラヘルツシステム応用推進協議会役員(案)
資料5	2016 年度 テラヘルツシステム応用推進協議会事業計画(案)
資料6	2016 年度 テラヘルツシステム応用推進協議会予算計画(案)

参考資料1	テラヘルツシステム応用推進協議会規約
参考資料2	テラヘルツシステム応用推進協議会会員等名簿
参考資料3	テラヘルツシステム応用推進協議会設立記念講演会開催報告
参考資料4	標準化部会設置提案
参考資料5	技術検討部会(仮称) 設置提案(案)
参考資料6	「電波政策 2020 懇談会 報告書(案)」に対する意見募集

2015 年度 テラヘルツシステム応用推進協議会

事業報告（案）

時期	名称	内容
2015 年 9 月 29 日	設立総会	
10 月 22 日	総会（e メールで開催）	幹事交代について審議.
2016 年 1 月 25 日	幹事会（e メールで開催）	入会希望者について審議.
3 月 11 日	幹事会（e メールで開催）	会計規定，及び，入会希望者について審議.
3 月 30 日	設立記念講演会（東京都千代田区 一橋講堂）	参加者 97 名. 参考資料 3 を参照. 講演会の後に懇親会を実施.

【その他 事務事項】

- ・協議会ホームページ立ち上げ
- ・使用保存公開用ストレージ運用開始

以上。

2015年度 テラヘルツシステム応用推進協議会 決算報告

(会計期間:2015年9月29日～2016年3月31日)

収入の部

(金額単位:円)

項目	予算	決算	摘要
年会費	1,000,000	1,000,000	200,000円/法人 × 5法人
講演会参加費	-	-	
設立記念講演会懇親会参加費	-	153,000	@ 3,000円 × 51名
その他	-	-	
収入合計	1,000,000	1,153,000	
前年度繰越金	-	-	
合計	1,000,000	1,153,000	

支出の部

項目	予算	決算	摘要
1. 謝金, 日当	30,000	10,000	設立記念講演会 招待講演者謝金
2. 旅費交通費	135,000	131,620	設立記念講演会 講演者旅費・日当
3. 事務費	627,606	877,521	
業務委託費	508,156	506,431	会計業務、会議等開催補助、資料印刷、HP管理
資料保存公開用ストレージ	9,450	7,560	外部ストレージ使用料(12月～3月)
通信費	10,000	2,384	郵便料金
荷造運賃	10,000	0	宅配便料金
消耗品	10,000	1,164	会議開催時の飲み物代
賃貸料	30,000	171,558	設立記念講演会会場費用(一橋講堂)
雑費	50,000	35,424	印章作成(会長角印・丸印、会としての角印)、振込手数料
設立記念講演会懇親会費	-	153,000	@ 3,000円 × 51名
支出合計	792,606	1,019,141	
予備費	207,394	0	
合計	1,000,000	1,019,141	

収支の部

項目	予算	決算	摘要
収支(収入-支出)	0	133,859	平成28年度に繰り越し

監 査 報 告 書

テラヘルツシステム応用推進協議会
会長 安藤 真 殿

テラヘルツシステム応用推進協議会の諸規定に則り、平成27年度（平成27年9月29日から平成28年3月31日）の会計について監査した結果、適正であると認めます。

平成28年5月26日

会計監査役 鷲澤佳徳 

会計監査役 佐藤潤二 

- 以上 -

2016 年度テラヘルツシステム応用推進協議会

役員（案）

会長	安藤真（東工大）
副会長	小川博世（NICT）
副会長	永妻忠夫（阪大）
会計監査役	鵜澤佳徳（NICT）
会計監査役	佐藤潤二（パナソニック）

以上。

2016 年度テラヘルツシステム応用推進協議会

事業計画（案）

時期	内容
（完了）	標準化部会設置
2016 年 6 月 21 日	幹事会・総会
適宜	幹事会 開催
適宜	標準化部会 開催
適宜	標準化提案
	技術検討部会（仮称）設置の検討

【標準化部会】

- ・ 主に WRC-19 議題 1.15（275-450GHz の周波数利用特定）への対応
ITU-R WP1A, 5A, 5C 等への日本提案への材料提供
- ・ 協議会会員への標準化動向情報の提供

【技術検討部会（仮称）】

- ・ 総務省等、政府機関のパブリックコメント募集への提言
- ・ 協議会独自の技術課題提言書の作成（検討）
- ・ 技術動向の調査
- ・ 協議会会員向けの講演等の企画（検討）

以上。

2016年度 テラヘルツシステム応用推進協議会 事業予算(案)
(会計期間:2016年4月1日~2017年3月31日)

【1】収入の部

(金額単位:円)

項目		予算	摘要
収入	I 前年度繰越金	133,859	平成27年度からの繰越金
	II 年会費	1,400,000	@200,000円×7法人
	III 雑収入	50	
	講演会参加費	-	
	その他雑収入	-	
	銀行利息	50	
収入合計		1,533,909	

【2】支出の部

項目		予算	摘要
支出	I 事業費	1,413,407	
	会議費	100,000	貸会議室料、会合での飲料代 他
	旅費交通費	100,000	講演会等での旅費(交通費、宿泊費)、日当
	謝礼金	30,000	講演会等での招聘者謝金
	印刷広報費	100,000	講演会配布資料の印刷製本費、フライヤー製作費、出展料、パンフレット作成費 他
	部会費	300,000	部会活動費用
	通信費	10,000	請求書・領収証等の郵便代、物品等の送料(宅配料)
	クラウドストレージ利用料	25,920	資料保存公開用外部ストレージ(Bizストレージ eフォルダ)利用料
	雑費	3,000	銀行振込手数料、消耗品費 他
	事務業務委託費	744,487	会計業務、会議開催補助(会議室の設営・復帰、会議資料印刷)、webサーバ使用料
II 予備費	120,502		
支出合計		1,533,909	

【3】収支の部

項目	予算	摘要
収支(収入-支出)	0	

2015年9月29日

テラヘルツシステム応用推進協議会規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本協議会は、テラヘルツシステム応用推進協議会（以下「本協議会」という。）と称する。英文名は、Terahertz Systems Consortium と称する。

(目的)

第2条 本協議会は、テラヘルツ技術をもとにしたシステム開発を促進し、早期の社会展開・産業化を実現することを目指し、関連する機関の連携を深めながら、課題検討・政策提案、普及啓発活動、動向調査、標準化活動等を通じて、テラヘルツシステムの普及に資することを目的とする。

(事業)

第3条 本協議会は、前条の目的を達するためにテラヘルツ技術に関する次の事業を行う。

- ① 研究開発及び標準化の促進
- ② 社会展開及び産業化の促進
- ③ 情報の収集、交換及び提供
- ④ 関係機関との連携
- ⑤ 普及啓発
- ⑥ 技術開発の課題検討・提案
- ⑦ 測定・試験技術の検討
- ⑧ 前各号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要な事業

第2章 会員

(会員)

第4条 本協議会の会員は、第2条の目的に賛同し、前条の事業遂行に協力する意志を有する法人、団体及び有識者とする。会員の種別は次の通りとする。

- ① 法人会員：法人、その他の団体
- ② 個人会員：有識者等の個人、ただし法人会員に所属する者は、個人会員となることはできない。

(入会)

第 5 条 本協議会へ入会しようとする者は、書面をもって申込み、承認を受けなければならない。

(退会及び除名)

第 6 条 本協議会を退会しようとするものは、書面を持ってその旨を届け出なければならない。

2. 会員が本協議会の規約に違反した場合又は活動趣旨に反し会員にふさわしくない行為があった場合は、幹事会の議決により当該会員を除名することができる。ただし、当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(年会費)

第 7 条 法人会員は会計年度ごとに年会費 20 万円を納入しなければならない。
法人会員が既に納入した年会費は、これを返還しない。

(経費)

第 8 条 本協議会の運営上必要な経費は、年会費、寄付金及びその他の雑収入を持って充てる。

2. 本協議会の第 3 条に定める事業の実施にあたって、シンポジウムの開催等、特別な予算の措置を必要とする事業を実施しようとする場合には、必要に応じて、当該事業に必要な実費を賛同が得られた会員から徴収することができる。
3. 上記 2 の徴収は、幹事会の議決によるものとする。
4. 会計処理に必要な規定は別途定める。

第 3 章 役員

(役員)

第 9 条 本協議会には次の役員を置く。

- ① 会長 1 名
 - ② 副会長 若干名
 - ③ 会計監査役 2 名
2. 会長は本協議会を代表し、会務を総理する。
 3. 副会長は会長を補佐し、会長に事故のあるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。
 4. 会計監査役は、本協議会の収支決算について監査し、幹事会に報告する。
 5. 会長は、総会において会員の中から選任する。
 6. 副会長は、会長が会員の中から指名し、総会の承認を受けるものとする。
 7. 会計監査役は、会長が会員の中から指名し、総会の承認を受けるものとする。
 8. 役員任期は、選任された総会の次の定期総会までとし、再任を妨げない。ただし、再任は 5 年を限度とする。
 9. 役員は、辞任又は任期満了の場合においても、後任が選出されるまでは、その職務を行わなければならない。
 10. 副会長又は会計監査役が、その任期の途中で、辞任を申し出たとき、又はその所属の機関における人事異動等に伴い、後任者への交代を申し出たときは、会長の承認をもって退任又は交代するものとする。後任者の選任については、本条第 6 項及び第 7 項の規定に従うものとする。

第 4 章 総会、幹事会等

(総会)

第 10 条 総会は、会員をもって構成する。

2. 総会は、定期総会を年 1 回開催するほか、会長が必要と認めたときに開催する。
3. 総会は、必要に応じて、書面又は電子的手段により開催することができる。
4. 総会に出席できない会員は、他の総会の出席会員にその権限を委任することができる。この場合、委任者は、総会に出席したものとみなす。
5. 法人会員及び個人会員は、総会において、それぞれ 5 票及び 1 票の議決権を有する。

6. 総会は、総会員の 2 分の 1 以上の出席をもって成立する。
7. 総会は、会長が主宰し議長を務める。
8. 総会の議事は、出席した会員の過半数をもって決するものとする。ただし、可否同数の時は、議長の決するところによる。
9. 総会は、本協議会の設立及び解散を議決するほか、次の事項を議決する。
 - ① 本規約の改正の承認
 - ② 役員を選任
 - ③ 幹事指名の承認
 - ④ 基本運営方針の承認
 - ⑤ 事業報告・収支決算、事業計画・収支予算の承認
 - ⑥ 前各号に掲げるもののほか、本協議会の運営に関して重要な事項の承認

(幹事会)

第 11 条 本協議会に幹事会を置く。

2. 幹事会は、役員及び幹事をもって構成し、会長が統括する。
3. 幹事会は、本協議会を円滑かつ効率的に運営するために、必要に応じて随時開催する。
4. 幹事は、会長が会員の中から指名し、総会の承認を受けるものとする。
5. 幹事会を円滑に運営するために、幹事長及び幹事長代理を置く。
6. 幹事長及び幹事長代理は、幹事の中から互選によって決定する。
7. 幹事長は、会長を補佐し、会務を執行する。
8. 幹事長代理は、幹事長を補佐し、幹事長に事故のあるとき又は幹事長が欠けたときは、その職務を代行代理する。
9. 幹事会は、本協議会への入会申し込みの承認、各部会の設置、及び会長が必要と認めた事項の策定を行う。
10. 幹事会は、本規約の改正、基本運営方針の策定、事業報告・収支決算、事業計画・収支予算の策定、幹事長及び幹事代理の決定、本協議会の運営に関する重要な事項の策定を行い、総会の承認を受ける。
11. 第 9 条第 8 項及び第 9 項の規定は、幹事に準用する。
12. 幹事会は、必要に応じて、書面又は電子的手段により開催することができる。

13. 幹事会に出席できない役員及び幹事は、他の幹事会に出席する役員及び幹事にその権限を委任することができる。この場合、委任者は、幹事会に出席したものとみなす。
14. 幹事会は、総幹事の 4 分の 3 以上の出席をもって成立する。
15. 幹事会は、会長が主宰し議長を務める。会長が、幹事会に出席できないときは、会長は、他の役員または幹事を議長代行に任命し、幹事会を主宰させることができる。
16. 幹事会の議事は、出席した役員及び幹事の 3 分の 2 以上の賛成をもって決するものとする。

(部会)

- 第 12 条 幹事会が必要と認めたときは、本協議会に部会（名称に関わらず、これに類するものを含む。以下、「部会」という。）を設置することができる。
2. 部会には幹事会の議決により会員の中から選任された部会長を 1 名ずつ置き、部会を統括する。各部会は各部会メンバをもって構成し、部会メンバは会員の中から各部会長が指名する。
 3. 部会は、幹事会における議決事項の運用のほか、本協議会を円滑かつ効率的に運営するため、必要に応じて随時開催する。
 4. 部会は、必要に応じて、書面又は電子的手段により開催することができる。

(会計年度)

第 13 条 本協議会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(事務局)

- 第 14 条 本協議会は幹事長の統括のもとに、本協議会の業務を処理するため事務局を置く。
2. 本協議会の事務局は、東京都新宿区の（一財）テレコム先端技術研究支援センターに置く。

第 5 章 雑則

(情報の取り扱い)

第 15 条 本協議会において取り扱う情報は、会員内に限り開示できるものとする。
情報を会員外に開示する場合は、幹事会でガイドラインを策定し、それに定められた範囲、方法に限る。ガイドラインについては、策定の都度、会員に通知することとする。

(その他)

第 16 条 この規約に定めるもののほか、本協議会の運営上必要な事項は、会長が別に定めるものとする。

附則

1. この規約は、設立の日(平成 27 年 9 月 29 日)から施行する。
2. 設立総会以前に提出した入会希望の書面が発起人によって受理された者は、第 5 条の幹事会の承認を受けた者とみなす。
3. 本協議会の設立年度の会計年度は、設立の日（平成 27 年 9 月 29 日）に始まり、平成 28 年 3 月 31 日に終わる。

改定履歴

2015年9月29日 設立総会で承認

テラヘルツシステム応用推進協議会

2016年6月21日(火)時点 敬称略

会員名簿

	名称	備考
法人会員	富士通株式会社	
	NECネットワーク・センサ株式会社	
	パナソニック株式会社 オートモーティブ&インダストリアルシステムズ社	
	国立研究開発法人 情報通信研究機構	
	ゼオンナノテクノロジー株式会社	2016年1月15日入会, 2016年3月31日退会
	パイオニア株式会社	2016年4月15日入会
個人会員	安藤 真 (国立大学法人 東京工業大学)	
	小川 博世 (国立研究開発法人 情報通信研究機構)	
	永妻 忠夫 (国立大学法人 大阪大学)	
	鈴木 健仁 (国立大学法人 茨城大学)	2016年4月14日入会
	谷 正彦 (国立大学法人 福井大学)	2016年4月26日入会

役員, 幹事会名簿

	役職	お名前	所属	
役員	会長	安藤 真	国立大学法人 東京工業大学	
	副会長	小川 博世	国立研究開発法人 情報通信研究機構	
	副会長	永妻 忠夫	国立大学法人 大阪大学	
	会計監査役	鶴澤 佳徳	国立研究開発法人 情報通信研究機構	
	会計監査役	佐藤 潤二	パナソニック株式会社 オートモーティブ&インダストリアルシステムズ社	
幹事会	幹事長	笠松 章史	国立研究開発法人 情報通信研究機構	
	幹事長代理	齋藤 伸吾	国立研究開発法人 情報通信研究機構	
	幹事		原 直紀	富士通株式会社
			中舎 安宏	富士通株式会社
			吉田 満	NECネットワーク・センサ株式会社
			増田 則夫	NECネットワーク・センサ株式会社
			高橋 和晃	パナソニック株式会社 オートモーティブ&インダストリアルシステムズ社
	水野 紘一	パナソニック株式会社 オートモーティブ&インダストリアルシステムズ社		

標準化部会名簿

	役職	お名前	所属	
標準化部会	部会長	小川 博世	国立研究開発法人 情報通信研究機構	
	部会員		中舎 安宏	富士通株式会社
			増田 則夫	NECネットワーク・センサ株式会社
			高橋 和晃	パナソニック株式会社 オートモーティブ&インダストリアルシステムズ社
			寶迫 巖	国立研究開発法人 情報通信研究機構
			笠松 章史	国立研究開発法人 情報通信研究機構
			菅野 敦史	国立研究開発法人 情報通信研究機構
			関根 徳彦	国立研究開発法人 情報通信研究機構
	(オブザーバー)	野田 華子	国立研究開発法人 情報通信研究機構	

テラヘルツシステム応用推進協議会 設立記念講演会開催報告

日 時：2016 年 3 月 30 日(水) 13:00～16:35

場 所：一橋講堂（東京都千代田区一ツ橋 2-1-2）

共 催：テラヘルツテクノロジーフォーラム

協 賛：電子情報通信学会通信ソサイエティ、エレクトロニクスソサイエティ、
応用物理学会テラヘルツ電磁波技術研究会、

日本分光学会テラヘルツ分光部会、日本赤外線学会

参加者数：97 名

題目、所属、講演者名（敬称略）：

1. 開催挨拶，テラヘルツシステム応用推進協議会・大阪大学，永妻忠夫
2. 共催挨拶，テラヘルツテクノロジーフォーラム・福井大，谷正彦
3. テラヘルツシステム応用推進協議会の紹介，テラヘルツシステム応用推進協議会・NICT，笠松章史
4. （招待講演）デバイスの性能限界を超える 300GHz 帯 CMOS 無線，広島大学，藤島実
5. テラヘルツ通信の現状と展望，テラヘルツシステム応用推進協議会 副会長・大阪大学，永妻忠夫
6. テラヘルツスペクトラムの標準化動向，テラヘルツシステム応用推進協議会 副会長・ARIB，小川博世
7. 化合物半導体デバイス InP HEMT を用いた 300GHz 帯 20Gbps 受信技術の開発，富士通株式会社，中舎安宏
8. 300GHz 帯シリコン半導体 CMOS トランシーバ技術の概要，パナソニック株式会社，高橋和晃
9. テラヘルツ波電力モジュールの研究開発（90GHz から 300GHz へ），NEC ネットワーク・センサ株式会社，増田則夫
10. （招待講演）電波政策に関する最新動向，総務省，田原康生
11. 閉会挨拶，テラヘルツシステム応用推進協議会，安藤真

テラヘルツシステム応用推進協議会 講演会場およびご講演の状況



講演会場



安藤会長（挨拶）



藤島広島大教授（招待講演）



田原電波政策課課長（特別講演）



永妻副会長（テラヘルツ通信）



小川副会長（標準化動向）

テラヘルツシステム応用推進協議会 標準化部会 設置提案

テラヘルツ技術をもとにしたシステム開発を促進し、早期の社会展開・産業化を実現することを目指すテラヘルツシステム応用推進協議会が、テラヘルツシステムの普及に資するために、規約第 12 条に基づき、テラヘルツスペクトラムの標準化活動を行う部会の設置を下記の通り提案します。

提案者 : テラヘルツシステム応用推進協議会副会長 小川博世

部会名 : 標準化部会

課題の概要 : テラヘルツの標準化について ITU-R、IEEE802 等で検討されている。特に喫緊の課題として、WRC-19 議題 1.15 では、275-450GHz の周波数範囲内で運用する陸上業務応用と固定業務応用の主官庁による使用のための特定に向けた研究を行い、ITU-R に対して、
① 275GHz 以上の周波数で運用する陸上移動業務と固定業務における技術運用特性を明確化すること、
② 上記研究結果を考慮した陸上移動業務と固定業務におけるスペクトラム要件を研究すること、
等が要請されている。

部会の必要性 : 本協議会には、該当周波数帯の研究開発を進めている機関が加入しており、上記各種要件を効率的にまとめ、かつ取り纏め作業の重複を避けるためには、関係機関が一同に会することのできる専門家部会が求められる。

活動事項 : ITU-R、IEEE802 等での標準化に対応した活動をおこなう。特に当面の活動としては、275GHz 以上の周波数で運用する陸上移動業務と固定業務における技術運用特性、スペクトラム要件について検討を行い、ITU-R の関連 WP への提案を行う。

テラヘルツシステム応用推進協議会 技術検討部会(仮称) 設置提案(案)

テラヘルツ技術をもとにしたシステム開発を促進し、早期の社会展開・産業化を実現することを目指すテラヘルツシステム応用推進協議会が、テラヘルツシステムの普及に資するために、規約第 12 条に基づき、テラヘルツ波を用いた通信に関する技術検討を行う部会の設置を下記の通り提案します。

提案者 : テラヘルツシステム応用推進協議会幹事長 笠松章史

部会名 : 技術検討部会

課題の概要: テラヘルツ技術をもとにしたテラヘルツ通信およびセンシングのシステム開発が、欧米を始めとして各国で精力的に行われている。特に、実用化に向けて新たな展開が求められている。

アカデミック側からは異分野技術融合の試みが行われている。一方、産業側からは、計測技術の進展、エレクトロニクス技術の進展による集積化、小型化や半導体エレクトロニクス技術による高出力化、高周波化が進展している。

これらの個別に開発されている技術を融合し、また、実用化に向けて必要とされている技術を明確化し、真の実用化を行う必要がある。

部会の必要性: 本協議会には、テラヘルツ波に関する技術開発を進めている関係機関が一堂に会し、必要とされる技術について議論することのできる専門部会が求められる。

活動事項 : テラヘルツ通信システム, テラヘルツ波センシングシステムの普及に向けて必要な技術について調査・検討を行い、技術に関する普及活動、政策提案等を行う。

平成 28 年 6 月 7 日

「電波政策 2020 懇談会 報告書（案）」 に対する意見募集

総務省は、近年有限希少な国民共有の資源である電波の更なる有効利用を図ることがますます重要となっていることを踏まえ、我が国の無線インフラ・サービスを国際競争力のある有望ビジネスに育てるとともに、IoT の進展等の新たな電波利用ニーズに応えるための方策について検討することを目的として、平成 28 年 1 月から「電波政策 2020 懇談会」（座長：多賀谷一照 獨協大学法学部教授）を開催しています。

今般、本懇談会における検討結果を踏まえ、「電波政策 2020 懇談会 報告書（案）」が取りまとめられましたので、平成 28 年 6 月 7 日（火）から同年 6 月 24 日（金）まで、意見を募集します。

1 経緯

総務省は、平成 28 年 1 月から「電波政策 2020 懇談会」（以下「懇談会」といいます。）を開催し、2020 年に向けた我が国のワイヤレスサービスの発展・国際競争力強化のための方策や新たな無線システムを導入するための制度見直しの方向性、平成 29 年に見直し時期を迎える電波利用料制度の在り方等についての議論をしてきました。

今般、本懇談会における検討結果を踏まえ、「電波政策 2020 懇談会 報告書（案）」が取りまとめられましたので、意見を募集します。

2 募集要領

- (1) 意見募集対象：（別紙 1）電波政策 2020 懇談会 報告書（案）
- (2) 参考資料：（別紙 2）サービスワーキンググループ取りまとめ 概要（第 2 章関係）
（別紙 3）制度ワーキンググループ取りまとめ 概要（第 3 章関係）
- (2) 意見公募要領：別紙 4
意見提出フォーマット：別添
- (3) 提出期限
平成 28 年 6 月 24 日（金）正午（郵送の場合は同日必着）

詳細については、別紙 4 の意見公募要領を御覧ください。

なお、本意見募集対象については、総務省ホームページ (<http://www.soumu.go.jp>) の「報道発表」欄及び電子政府の総合窓口 [e-Gov] (<http://www.e-gov.go.jp>) の「パブリックコメント」欄に掲載するとともに、連絡先窓口にて閲覧に供します。

3 留意事項

提出された意見は、報告書を取りまとめるに当たり、議論の参考とさせていただきます。意見内容については、募集期間終了後、取りまとめて公表する予定です。なお、意見に対する個別の回答は致しかねますので御了承ください。

【参考】

- 電波政策 2020 懇談会
http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/denpa_2020/index.html
- 「電波政策 2020 懇談会」の開催（平成 28 年 1 月 19 日）
http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01kiban11_02000037.html
- 2020 年に向けた電波政策に関する意見募集（平成 28 年 1 月 27 日）
http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01kiban11_02000041.html

<連絡先>

電波政策 2020 懇談会事務局

総合通信基盤局電波部電波政策課

担 当 : 高橋周波数調整官、平林係長、功刀官

電 話 : (代表) 03-5253-5111 [内線 5909]

(直通) 03-5253-5909

F A X : 03-5253-5940

E-mail : denpa.seisaku_atmark_ml.soumu.go.jp

(スパムメール対策のため、「@」を「_atmark_」と表示しております。送信の際には、「@」に変更してください。)